

# 山口県報

平成24年  
3月9日  
(金曜日)

## 目次

規則	山口県立衛生看護学院学則の一部を改正する規則(医務保険課).....一
告示	開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則(建築指導課).....一
	瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課).....一
	瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課).....三
公告	大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課).....四
	大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課).....五
	県営住宅、改良住宅及び特定公共賃貸住宅に係る指定管理者の指定(住宅課).....五



山口県立衛生看護学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月九日

山口県知事 二井 関成

### 山口県規則第二号

山口県立衛生看護学院学則の一部を改正する規則

山口県立衛生看護学院学則(昭和四十六年山口県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第一看護学科及び第二看護学科」を「学科」に改め、同条の表第二看護学科の項を削る。

第二条の二中「第一看護学科にあつては」及び「第二看護学科にあつては四年」を削る。

第六条第一項中「第一看護学科」を「学科」に、「別表第一」を「別表」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「第一看護学科及び第二看護学科における」を削り、同項を同条第三項とする。

第十六条の二第二項中「当該学科の」を削る。  
別表第二を削り、別表第一を別表とする。

#### 附則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月九日

山口県知事 二井 関成

### 山口県規則第三号

開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則(平成十四年山口県規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「(防府市の区域に係るものを除く。)」を削る。

#### 附則

この規則は、公布の日から施行する。



### 山口県告示第六十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前

評価に関する事項を記載した書面は、平成二十四年三月九日から同月二十九日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十四年三月九日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 宇部興産株式会社  
住 所 宇部市大字小串一九七八番地の九六
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 宇部興産株式会社宇部ケミカル工場西地区  
所在地 宇部市大字小串一九七八番地の六
- 三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 ( $\text{Nm}^3/\text{時}$ )	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日
二七一又	一七、六〇〇	平成二四、 五、一	平成二五、 三、三二	平成二五、 四、一
備考	「二七一又」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。			

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 状 態 の 値		汚 水 等 の 量 ( $\text{m}^3$ )
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	化 学 的 酸 素 要 求 量 ( $\text{mg}/\text{l}$ )	
二七一又	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大
備考	(一)の表の備考は、この表について準用する。		

四 汚水等の処理施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造	能 力 ( $\text{l}/\text{時}$ )	処 理 の 方 式	使 用 時 間 間 隔	一 日 当 た り の 概 要 的 変 動 の 要 求	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日
二七一又	二	四、一	五	一	一	一	一	一



三号) 別表第二第十五号の廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち廃入洗浄施設及び湿式集じん施設  
 変更しようとする事項の内容  
 四 排出水の排出の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。  
 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 5 排水口	No. 3 排水口	No. 1 排水口	排水口	項目		排出水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )					
				変更前	変更後	通常	最大				
				水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 量 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	窒素 (mg/l)	リン (mg/l)		
変更前	七・五	七・六	七	通常	通常	通常	通常	通常	通常	二、三六九・二	六、五六七・二
変更後	七・五	七・六	七	最大	最大	最大	最大	最大	最大	二、三六九・二	六、五六七・二
変更前	七・五	七・六	七	通常	通常	通常	通常	通常	通常	二、三六九・二	六、五六七・二
変更後	七・五	七・六	七	最大	最大	最大	最大	最大	最大	二、三六九・二	六、五六七・二



(七五) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。  
 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十四年三月九日から同年七月九日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年三月九日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名 称 二トリ下松店

- 二 所在地 下松市望町二丁目三七の六  
 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名 称 株式会社二トリ 住 所 札幌市手稲区新発寒六条二丁目五番八〇 代表者の氏名  
 株式会社二トリ 札幌市手稲区新発寒六条二丁目五番八〇 似鳥 昭雄
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名 氏名又は名称 住 所 代表者の氏名  
 株式会社二トリ 札幌市手稲区新発寒六条二丁目五番八〇 似鳥 昭雄
- 四 大規模小売店舗の新設をする日  
 平成二十四年十月二十九日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 五、一四九平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

一一〇台

(二) 駐輪場の収容台数

三九台

(三) 荷さばき施設の面積

一一〇平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

三六立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名 又は 名称

株式会社二下り

開店時刻  
午前一〇時

閉店時刻  
午後九時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後九時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

七箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成二十四年二月二十八日

(七六) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十三年十月十八日山口県公告(三一一)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年三月九日から同年四月九日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年三月九日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ドラッグコスモス安養寺店

所在地 下関市長府安養寺一丁目一〇六七の一

二 意見の概要

騒音の発生に係る事項及び街並みづくり等について配慮を求めらる。

(七七) 県営住宅、改良住宅及び特定公共賃貸住宅に係る指定管理者の指定

山口県営住宅条例(昭和二十七年山口県条例第三十一号)第四十五条の二(山口県営改良住宅条例(昭和四十一年山口県条例第三号)第三条第一項及び山口県特定公共賃貸住宅条例(平成九年山口県条例第三号)第十三条において準用する場合を含む。)の規定により、県営住宅、改良住宅及び特定公共賃貸住宅に係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成二十四年三月九日

山口県知事 二井 関 成

一 指定管理者に管理を行わせる県営住宅、改良住宅及び特定公共賃貸住宅(以下「県営住宅等」という。)並びに共同施設の名称及び設置場所  
次に掲げる県営住宅等及びその共同施設

名	称	設置場所
王 司	県 営 住 宅	下 関 市
楠 乃	県 営 住 宅	"
安 岡	県 営 住 宅	"
中 村	県 営 住 宅	"
稗 田	県 営 住 宅	"
綾 羅	木 県 営 住 宅	"
垢 田	県 営 住 宅	"
栄 島	県 営 住 宅	"
彦 島	県 営 住 宅	"

小羽山県営住宅	東岐波県営住宅	鵜の島県営住宅	大沢県営住宅	西宇部県営住宅	安岡駅前県営住宅	一の宮県営住宅	彦島江の浦県営住宅	川棚県営住宅	第二彦島角倉県営住宅	山の田東県営住宅	白雲台県営住宅	彦島堀越県営住宅	彦島角倉県営住宅	彦島迫町県営住宅	横野県営住宅	長府県営住宅	川中西部県営住宅	川中東部県営住宅
〃	〃	〃	〃	宇部市	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

穂積県営住宅	吉敷木崎県営住宅	上東県営住宅	平井県営住宅	宮野下県営住宅	恋路県営住宅	平川県営住宅	大内御堀県営住宅	赤妻県営住宅	西大橋県営住宅	琴芝県営住宅	常盤台県営住宅	藤山県営住宅	田町県営住宅	宇部中村県営住宅	北琴芝県営住宅	岬県営住宅	西山県営住宅	中野県営住宅
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	山口市	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

山	萩	花	久	旗	生	川	中	北	西	大	高	大	西	金	東	第	中	無
中	谷	岡	保	岡	野	瀬	央	山	浦	道	井	平	田	谷	萩	二	津	田
県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	無	江	ヶ
営	営	営	営	営	営	営	営	営	営	営	営	営	営	営	営	田	県	原
住	住	住	住	住	住	住	住	住	住	住	住	住	住	住	住	営	営	県
宅	宅	宅	宅	宅	宅	宅	宅	宅	宅	宅	宅	宅	宅	宅	宅	住	住	営
"	岩	"	"	"	"	下	"	"	"	"	"	"	防	"	"	"	"	萩
	国					松							府					市
	市					市							市					

中	江	東	湯	光	島	和	亀	今	両	高	今	上	堀	第	梅	海	黒	浪
の	良	深	本	井	田	田	山	桝	家	森	津	市	田	二	ヶ	土	磯	の
塚	県	川	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	浪	丘	路	県	浦
県	営	県	営	営	営	営	営	営	営	営	営	営	営	の	県	県	営	県
営	住	営	住	住	住	住	住	住	住	住	住	住	浦	営	営	住	住	営
住	宅	住	宅	宅	宅	宅	宅	宅	宅	宅	宅	宅	県	住	住	宅	宅	住
宅		宅											営	宅	宅	宅	宅	宅
"	"	"	長	"	"	"	"	"	光	"	"	"	"	"	"	"	"	"
			門						市									
			市															

富田東県営住宅	西嶺県営住宅	ひばりヶ丘県営住宅	若山県営住宅	慶万県営住宅	舞車県営住宅	瀬ノ上県営住宅	周南県営住宅	旭ヶ丘県営住宅	金剛山県営住宅	大迫田県営住宅	来福台県営住宅	西下領県営住宅	馬皿県営住宅	柳井旭ヶ丘県営住宅	宮野県営住宅	新庄北県営住宅	大屋県営住宅	田屋県営住宅
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	周南市	〃	美祢市	〃	〃	〃	〃	柳井市	〃

- 二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
財団法人山口県施設管理財団 山口市維新公園四丁目一番一号
- 三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容  
(一) 入居者の公募に関すること。

朝田特定公共賃貸住宅	稗田改良住宅	第二古開作県営住宅	杣尻県営住宅	萩原県営住宅	桜山県営住宅	本山県営住宅	叶松県営住宅	くし山県営住宅	平原県営住宅	古開作県営住宅	大内県営住宅	周陽県営住宅	第二金剛山県営住宅	湯野県営住宅	新堤県営住宅	福川南県営住宅
山口市	下関市	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	山陽小野田市	〃	〃	〃	〃	〃	〃



- (一) 入居者の指導及び連絡に関すること。
  - (二) 家賃及び使用料の収納に関すること。
  - (三) 県営住宅等及び共同施設の維持管理及び改良に関すること。
  - 四 指定の期間
- 平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間
-

平成二十四年三月九日発行

発行所

山口県知事